

全体構想

まちの将来像

“活力あふれるまち ふれあいのまち”
緑豊かな住環境と歴史文化がおる健康都市 いわで

都市づくりの目標

目標 1 **住みやすい、住み続けられる都市**
教育、文化、医療、福祉、商業などのサービスが身近なところで利用できるよう都市機能を誘導し、歩行者空間のユニバーサルデザイン化などの都市基盤の高質化を図りつつ、生活道路や通学路の安全対策、自転車通行空間の確保やネットワーク化、誰もが使いやすい公共交通の充実など、安全で安心して快適に移動することができるまちづくりに取り組み、誰もが住みやすく、ライフスタイルの変化にも対応した住み続けられる都市を目指します。

目標 2 **自然・歴史・文化を活かした風格のある都市**
本市の歴史・文化といった地域資源を守り、活かすため、岩出根来インターチェンジ周辺の、根来寺や道の駅「ねごろ歴史の丘」、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）、県植物公園緑花センター、岩出図書館、近畿大学生物理工学部などの施設が集積するエリアを「文化文教ゾーン」と位置づけ、それら資源を活用することにより、賑わい・交流を促進する環境を醸成し、市民も来訪者も楽しむことができる景観保全を推進するとともに、市域全体では、和泉山脈、田園風景、根来川、紀の川といった自然環境の保全と調和に留意することにより、自然・歴史・文化を活かした風格のある都市を目指します。

目標 3 **安全で安心して暮らせる都市**
昨今頻発する風水害や震災からの被害を防ぐため、河川やため池の改修など社会基盤の整備に取り組むとともに、空家等対策を始めとする密集市街地の環境改善、住宅の耐震化など市街地の防災能力強化を進め、災害に強いまちづくりを推進することにより、安全で安心して暮らせる都市を目指します。

目標 4 **広域的なネットワークの変化に対応した都市**
京奈和自動車道の開通や岩出根来インターチェンジの設置、県道泉佐野岩出線の4車線化の完了などにより、大阪方面などとの広域ネットワークが充実したことを活かし、「文化文教ゾーン」と位置付ける、根来寺を中心としたエリアで、文化遺産や景観の保全、観光エリアとしての整備を行い、広く県内外との交流を促進します。
また、岩出根来インターチェンジが立地している環境を活かし、「文化文教ゾーン」に配慮しつつ、必要な製造業や物流分野での企業誘致を進めます。

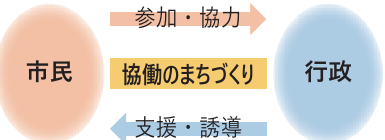
目標 5 **将来にわたって持続可能な都市**
市民生活に不可欠なインフラについて、長寿化や必要に応じた改修、災害時のリダンダンシーの確保に努めることにより、安全・安心で持続可能な都市づくりを推進します。
また、空き家などの既存ストックの効率的な利活用を推進し、地域コミュニティの維持・再生を図ることによって、将来にわたって持続可能な都市を目指します。

実現化の方策

市民協働によるまちづくりの推進

①「対話と協調」の推進

本計画の策定にあたり、住民アンケート調査やパブリックコメントの実施により、市民の意見やニーズの把握に努めるとともに、市ウェブサイトへの掲載や概要版の作成により、市民への周知に取り組んでいます。
また、市政懇談会等の機会を通じ、地域課題などの把握に努めます。



② 市民との協働体制の充実

地域に密着したまちづくりの取組に対し、市民の主体的な参画が期待されています。
道路、公園、河川といった都市施設の日常的な維持管理に対し、市民自らが興味を持ち、主体的な取組につながるよう、適正な役割分担のもとに話し合い、互いに協力し合える協働のまちづくりに取り組みます。

効率・効果的なまちづくりの推進

① 庁内推進体制の充実

都市計画に関わる施策には、様々な分野があることから、幅広い部門との連携が行えるよう、関係各課とのワーキングを取り入れるなど、庁内連携体制の強化に取り組んでいます。
また、「まちの将来像」や「都市づくりの目標」の実現にあたっては、施策・事業の着実な実施と効率的な事業展開が図れるよう、関係各課との連携を密に事業の積極的な取組を推進します。

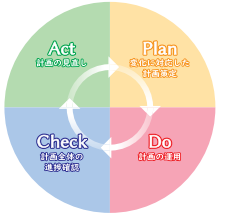
② 関係機関との連携強化

国や県等の関係機関との連携強化を図ることで、効率・効果的な事業実施に取り組めます。
また、国・県などが実施する広域的な調整が必要な事業については、住民の意向を踏まえながら、円滑に事業が出来るよう協力・調整を行います。

都市計画マスタープランの進行管理

① P D C Aサイクルの推進

計画で位置づけた施策ごとに、実施の確認、環境変化への対応など、P D C Aサイクルによるチェック体制のもと、適切な進行管理に取り組めます。



② 都市計画マスタープランの見直し

社会経済情勢等の変化に柔軟に対応できるよう、目標年次（令和14年）以前であっても、岩出市長期総合計画との連動を原則に、目指すべきまちづくりの目標の実現に向けたプランの見直しを可能とします。

都市づくり施策の実施手法

① 都市計画制度の活用

本市は、都市計画制度によらない柔軟なまちづくりによって発展してきましたが、都市計画法に基づく規制・誘導などが必要な場合は柔軟な対応を検討するとともに、防災、産業、観光、教育、文化、環境、福祉等の他の分野における多様なまちづくり手法とも連携し、まちの将来像の実現を目指します。

② 健全な財政運営

まちの将来像の実現に向けて、市民ニーズや緊急性等の諸条件をもとに優先度や効果を見極め、効率的に施策を実施できるよう努めます。
また、都市づくりの施策実施にあたっては、安定した財源を確保するため、国・県などの交付金や補助金の交付条件を見定め、有効に活用できるよう進めます。

③ 関係法令等の運用

市の実情に応じた都市づくりを推進していくため、都市計画法、建築基準法、景観法等の各種制度の適切な運用と効果的な活用に努めます。

岩出市

都市計画マスタープラン

【概要版】

令和5年3月
岩 出 市

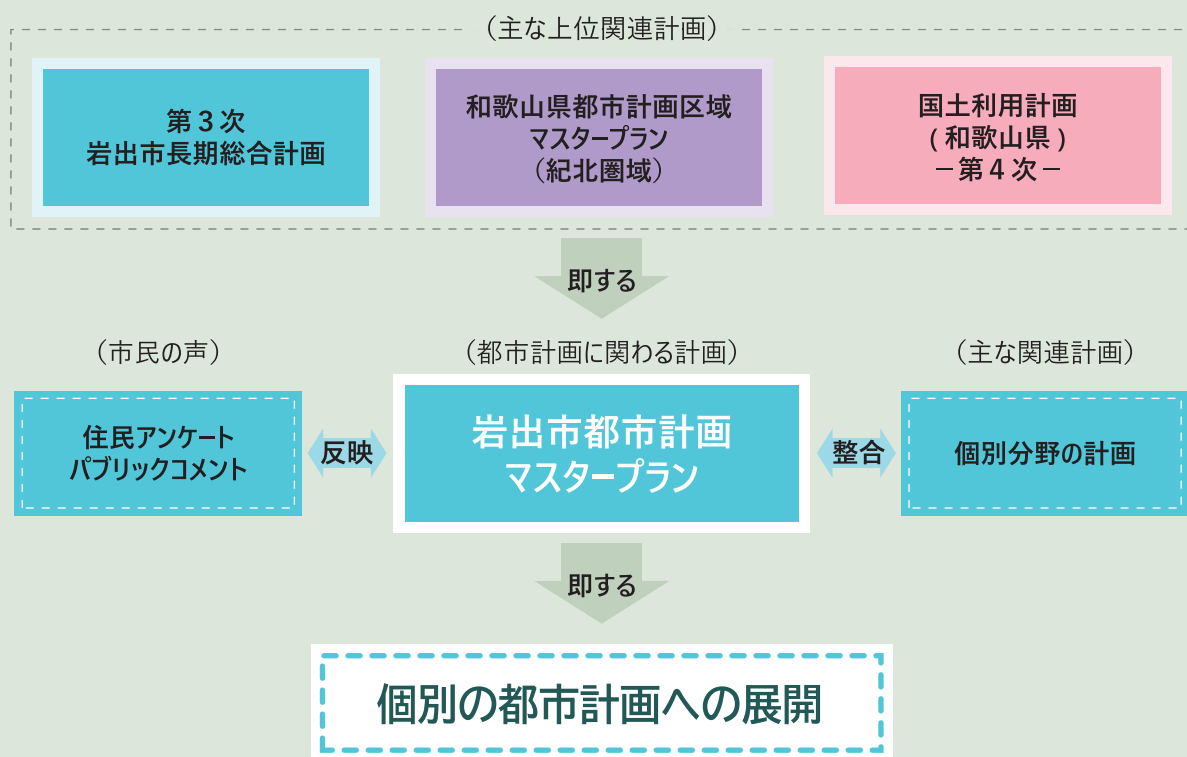
はじめに

都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、目指すまちの将来像とその実現に向けたまちづくりの基本的な方針をまとめたものです。

本計画は、本市が定める最上位計画「第3次岩出市長期総合計画」並びに和歌山県が定める「和歌山県都市計画区域マスタープラン（紀北圏域）」等の上位計画に即しつつ、社会情勢の変化等も考慮し、住民アンケート調査、パブリックコメントを通じて市民ニーズの把握に努めながら策定するものです。

計画の位置づけ



目標年次及び対象区域

本計画は、令和4年を基準年次とし、概ね20年後（令和24年）のまちの将来を見据えながら、

10年後の**令和14年**を目標年次とします。

また、対象区域は、都市計画区域である岩出市全域とします。

なお、社会経済情勢の変化や総合計画等の上位計画の見直しに応じて、適切な時期に、計画内容を変更するなど本計画の見直しを行います。